



Manulife
マニユライフ生命

更新用

無配当無解約返戻金型ガン先進医療特約

なお、ご契約内容のご照会は、マニユライフ生命コールセンターまでお問合せ下さい。

マニユライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730

無配当無解約返戻金型ガン先進医療特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の支払
- 第3条 ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 未払込保険料の差引
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 詐欺による取消
- 第11条 ガン責任開始日前にガンと診断確定されたことによる無効
- 第12条 告知義務

- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 払戻金
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 時効
- 第20条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 特約の更新
- 第23条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第24条 主約款の規定の準用
- 別表1 対象となるガン
- 別表2 療養
- 別表3 対象となる先進医療
- 別表4 病院または診療所
- 別表5 公的医療保険制度
- 別表6 請求書類

無配当無解約返戻金型ガン先進医療特約条項

平成28年5月2日改正

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者がガンにより先進医療による療養を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（ガンの定義および診断確定）

第1条 この特約において「ガン」とは、別表1に定めるガンをいいます。

2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、画像診断所見（X線、CT、MRI等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師または歯科医師を含みます。）により客観的になされたものであることを要します。

（ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の支払）

第2条 この特約において支払うガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金はつぎのとおりです。

名 称	支払額	受 取 人	ガン先進医療給付金・ガン先進医療見舞給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
ガン先進医療給付金	ガン先進医療給付金額	被保険者（ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下、「ガン責任開始日」といいます。）以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表2に定める療養（以下、「療養」といいます。）であること (2) その療養が別表3に定める先進医療による療養であること (3) その療養が別表4に定める病院または診療所における療養であること
ガン先進医療見舞給付金	療養1回につき、5万円		

2. この特約によるガン先進医療給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円をもって限度とします。

3. ガン先進医療給付金額は、被保険者が受療した先進医療の技術料と同額とします。

4. 被保険者が療養を受けた場合でも、その先進医療の技術料が零のときは、第1項の規定にかかわらず、ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金を支払いません。

5. 被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

6. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の受取人は保険契約者とします。この場合、ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

（ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** ガン先進医療給付金（ガン先進医療見舞給付金を含みます。以下、本条において同じ。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. ガン先進医療給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表6）を提出して、ガン先進医療給付金を請求してください。
3. ガン先進医療給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン先進医療給付金を支払いません。
4. ガン先進医療給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第4条** 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項の規定のほか、この特約の保険期間および保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（特約の締結および責任開始期）

- 第5条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第6条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料払込期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超える場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料の払込方法〈回数〉は、主契約の保険料の払込方法〈回数〉にかかわらず年払とし、会社の定める取扱基準により、一括または分割して前納することを要します。この場合、前納する保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納するときは主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに、主契約の保険料払込期間満了後に前納するときはこの特約の保険料が払い込まれている期間が満了する日の属する月の末日までに払い込むものとします。
4. 前項の場合には、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合、または第3項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
6. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前に、この特約が消滅したとき、またはこの特約の保険料の払込が免除されたときに、払い込まれたこの特約の保険料のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じて払い戻す金額はありません。

(未払込保険料の差引)

第7条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき金額から差し引きます。

2. 保険料払込の猶予期間中にガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第10条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(ガン責任開始日前にガンと診断確定されたことによる無効)

第11条 被保険者が告知前または告知の時からガン責任開始日前までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からガン責任開始日前までに被保険者がガンと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第13条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

(告知義務)

第12条 会社が、この特約の締結または復活の際、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第13条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたとき

はその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。
5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 第2条（ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の支払）第2項の規定によりガン先進医療給付金が給付限度に達したとき

2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第17条 この特約に対する払戻金はありません。

（契約者配当金）

第18条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

第19条 ガン先進医療給付金、ガン先進医療見舞給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第20条 会社は、この特約の支払事由にかかわる法令等の改正による別表5に定める公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「特約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。

3. 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、特約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

4. 前項の通知を受けた保険契約者は、特約条項変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 特約条項変更日の前日にこの特約を解約する方法

5. 前項の指定がなされないまま、特約条項変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

（管轄裁判所）

第21条 この特約におけるガン先進医療給付金もしくはガン先進医療見舞給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約の更新）

第22条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの

特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超える場合
 - (3) 更新前のこの特約に特別保険料法による特別条件が付されている場合
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める保険期間の範囲内で保険期間を短縮して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険期間の計算は更新日を基準として行ないます。
4. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項および第7条（未払込保険料の差引）の規定を準用します。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時に遡って消滅します。
6. 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以後の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、その満了の日の2か月前までに請求したときは、更新することができるものとし、この場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一年数とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社の定める保険期間の範囲内で保険期間を変更して更新します。
- (1) 第1項第1号に該当する場合
 - (2) 第1項第2号に該当したことにより、更新前のこの特約の保険期間が短縮されていた場合
7. 前項の場合には、更新後のこの特約の保険料の払込方法〈回数〉は、主契約の保険料の払込方法〈回数〉にかかわらず、年払とし、会社の定める方法により、更新日の属する月の末日までに一括または分割して前納することを要します。この場合、猶予期間は第4項の規定を準用します。
8. この特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲の上限に達することにより第1項または第6項の規定による更新がされない場合で、保険契約者が、被保険者の同意を得て、その満了の日の2か月前までに請求したときは、保険期間が終身のこの特約に更新することができます。ただし、更新前のこの特約に特別保険料法による特別条件が付されている場合を除きます。
9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第2条（ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (3) この特約が更新されたときには、新たな保険証券を発行しません。
10. 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合は、この特約の更新は取り扱いません。この場合、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約に類似する他の特約を更新時に付加します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第23条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表１ 対象となるガン

１．対象となるガンとは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D－10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類のガンに相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類 コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00－C 14
消化器の悪性新生物	C 15－C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30－C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40－C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43－C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45－C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51－C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60－C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64－C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69－C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73－C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76－C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81－C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00－D 09
性状不詳または不明の新生物（D 37－D 48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
・骨髓異形成症候群	D 46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D 47）中の	
・慢性骨髓増殖性疾患	D 47. 1
・本態性（出血性）血小板血症	D 47. 3

2. 上記1において「ガン」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3 対象となる先進医療

対象となる先進医療とは、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定める先進医療をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表5の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

備考

1. 先進医療の技術料に含まれない費用

「先進医療の技術料」には、公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用などの費用は含まれません。

2. 一連の療養

同一の先進医療による複数回の療養に対して、病院または診療所により先進医療の技術料が1回のみ算定される場合、その複数回の療養を「一連の療養」といいます。

別表6 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	ガン先進医療給付金および ガン先進医療見舞給付金の 請求 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 先進医療に要した費用の支出を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に着した日とみなします。

お取扱いは

担当者は

マニユライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

コールセンター **0120-063-730**

受付時間／月～金 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く)

www.manulife.co.jp